

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 清田 哲也

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6K6Z33C03020		6L7C3AA0078 0001					
品名 または 件名							
能率支援サーバの業務ツール等に関する機能デザイン設計及び導入検証役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
市ヶ谷			陸幕監理部				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和11年3月31日 (土)				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和8年10月1日 (木) 10時00分 中央会計隊入札室 (E—1 棟 6 F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和8年9月11日17時00までに書面等にて提出すること。

(2) 入札に関する条件

仕様書4. 3. 2 契約相手方に関する資料の提出に示す条件を満たしていることを確認できる書類を令和8年9月28日17時00分までに下記へ提出するものとする。なお、提出された書類に不備等があり、要求元が受理できない、または、承認できない場合は要求元から令和8年9月30日までに通知する。
提出先：陸上幕僚監部監理部 岡田 (TEL：03-3268-3111 内線40113)

(3) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(5) 契約書作成の要否

ア 契約金額が100万円以上の場合は請書、250万円を超えた場合は契約書を作成し提出すること。

イ 契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する条項

補給本部等用標準契約書

「役務請負契約条項（第2号）」

「談合等の不正行為に関する特約条項（第10号）」

「暴力団排除に関する特約条項（第11号）」

「部分払に関する特約条項（第13号）」

「情報システムの調達に係るサプライチェーンリスク対応に関する特約条項（第16号）」

「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ確保に関する特約条項（第17号）」

(6) その他

ア 競争参加資格の年度は令和07・08・09年度とする。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日17時00分（前日が休日及び休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。

エ 代理による入札は、入札時までに委任状を提出すること。

オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（メール又はFAX可）

メールアドレス：rikuzi3-cfin@inet.gsdf.mod.go.jp

カ 郵便入札があった場合の再度入札は別途執行日時を示して後日執行する。

キ 最低価格の入札金額が契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合、入札価格の内訳書等といった積算資料等を提出していただくよう依頼する可能性があります。

ク 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

ケ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としめない可能性があります。

コ その他の項目については別紙による。

サ 不明事項等の問い合わせ先

中央会計隊契約科第3班 伊藤

(TEL：03-3268-3111内線47555)

(FAX：03-5269-5135(直通))

仕様書に関する問い合わせ先

陸上幕僚監部監理部 岡田

(TEL：03-3268-3111 内線40113)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があつた場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
能率支援サーバの業務ツール等に関する機能デザイン設計及び導入検証役務	陸幕監理第78号	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作 成	令和 8年 7月27日
	変 更	
	作成部隊等名	陸上幕僚監部監理部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、主として陸上幕僚監部（以下、「陸幕」という。）が試行する陸DX事業（主に能率支援サーバ（部外系）関連分）の業務ツール、データサイエンスアルゴリズム等に関する機能デザイン設計及び導入検証役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-C000001、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z000009に加え、以下による。

- 1.2.1 情報システム：社会一般における電子計算機を用いたシステムの他、省OAシステム、陸自業務システム、陸自クローズ系クラウドを含む防衛省の部内系システム等をいう。
- 1.2.2 省OAシステム：共通サーバ、業務サーバ、省OAシステムネットワーク、端末等から構成された、防衛省の業務系システムとして業務に使用する情報システムをいう。
- 1.2.3 陸自業務システム（以下、「陸自業シス」という。）：共通サーバ、業務サーバ、陸自業務システムネットワーク、端末等から構成された、陸上自衛隊の業務系システムとして業務に使用する情報システムをいう。
- 1.2.4 陸DX事業：陸上幕僚監部が実施する陸上自衛隊の隊務のDX化推進のための事業をいう。
- 1.2.5 業務ツール：陸上幕僚監部が陸DX事業の中で主導して試作した（業者等が開発又は保有する動画、ソフトウェア含む）動画等含む業務支援アプリケーションをいう。
- 1.2.6 陸UIX：陸DX事業における機能デザイン設計に当たっての考え方であり、陸上自衛隊の任務、組織、業務及び利用環境を踏まえ、表面的な要望ではなく、達成すべき任務・業務成果を起点として、業務プロセス、情報、機能、画面、データ及び運用を一体的に設計・実装し、利用実績と現場の評価に基づき継続的に進化させる、陸DX固有の人間中心設計・実装方法論をいう。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容が本仕様書に定める内容と異なる場合（法令等を除く）は、本仕様書に定める内容を優先する。

1.3.1 仕様書

- a) GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書
- b) GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書
- c) GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

1.3.2 法令等

- a) 防衛省の情報保証に関する訓令(平成19年防衛省訓令第160号)
- b) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について(通達)(防整情(事)第92号(R5. 3. 31))
- c) 陸上自衛隊の情報保証に関する達(陸上自衛隊達第61-8号(19. 12. 17))
- d) 陸上自衛隊の情報保証に関する達の運用について(通達)(陸幕指通第186号(R5. 5. 23))
- e) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について(通知)(装ブ武第188号(31. 1. 9))
- f) リスク管理枠組み(RMF)におけるセキュリティ管理策について(通知)(防整サ第14550号(R5. 7. 3))
- g) 情報システムにおけるリスク管理枠組み(RMF)実施要領等について(通知)(防整サ第14551号(R5. 7. 3))
- h) 令和5年度監査の基本方針について(通知)(防整サ第14552号(R5. 7. 3))

【調達要求番号：6L7C3AA0078】

- i) 令和5年度リスク管理枠組み(RMF)関連業務の実施について(通達)(陸幕指通第249号(R5.7.6))
- j) IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について(通知)(装管調第12478号(R7.6.26))
- k) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。)
- l) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)(陸幕装計第155号(令和5年3月7日)) (以下「情報セキュリティ通達」という。)
- m) 推論支援システム(オープン系)運用及び維持管理要領について(通達)(陸幕総第2353号令和7年12月3日)
- n) 推論支援システム(クローズ系)運用及び維持管理要領について(通達)
- o) 陸自業務システム(能率支援)運用及び維持管理要領について(通達)
- p) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- q) 知的財産基本法(平成14年法律第122号)

1.3.3 その他

- a) デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン(2023年(令和5年)3月31日デジタル社会推進会議幹事会決定)
- b) 陸UIXの概要及び適用要領について(陸上幕僚監部監理部総務課監理班 令和8年8月27日)

2 本役務に対する要求

2.1 一般的要求事項

- a) 本役務は、3カ年にわたり、以下の機能性能を満たすよう、陸UIXに基づき、業務ツール、データサイエンسالゴリズム等を官の要求する環境構造に適合させ、品質管理含む維持管理を実施する。
- b) a)を実施するにあたり、必要により、各種業務ツール、データサイエンسالゴリズムの導入検証を実施する。
- c) a)、b)の実施に先立ち、実施計画書を作成し、契約後2カ月以内に提出する。
- d) 前述の維持管理については、プロジェクト計画書を作成し、毎年提出する。
- e) 前述の維持管理については、維持管理実施記録書を作成し、毎年提出する。
- f) 前述の導入検証については、導入検証実施記録書を作成し、毎年提出する。
- g) 本役務の実施期間は、契約締結後～令和11年3月31日までとする。

2.2 機能性能

2.2.1 業務ツールの機能デザイン設計等

- a) 陸幕で利用している「業務ツール」を、官側のニーズに応じて、陸UIXに基づき見直し、逐次、更新すること。
- b) 陸幕で利用している「業務ツール」を、官側のニーズに応じて、必要により、陸UIXに基づき、試作・検証すること。
- c) 業務ツールを活用した業務を通じて、陸UIXに基づき、能率支援サーバ等に生成AI活用の基盤となる共通データベースを設計・構築できること。
- d) 部隊等に、官側のニーズに応じて、業務ツールの導入を支援すること。

2.2.2 データサイエンسالゴリズムの機能デザイン設計等

- a) 官側で検討しているデータサイエンスを具現できるよう、陸UIXに基づき、業務ツール等を活用して、データサイエンسالゴリズムを設計・構築すること。
- b) 構築したデータサイエンسالゴリズムを、業務ツール等の更新又は官側のニーズに伴い、陸UIXに基づき、逐次、更新すること。
- c) 構築したデータサイエンسالゴリズムを、業務ツール等の更新又は官側のニーズに伴い、陸UIXに基づき、必要により、試作・検証すること。
- d) 部隊等に、官側のニーズに応じて、データサイエンسالゴリズムの導入を支援すること。

2.3 構造等

- a) 2.2項の各機能性能は、DII環境において動作する構造であること。
- b) 陸自業務システム(能率支援)は、陸自業務システム環境において動作する構造であること。
- c) インストール又は実行ファイルによって起動・動作する構造であること。
- d) DII環境内のWebアプリケーションとして起動・動作する構造であること。

【調達要求番号：6L7C3AA0078】

- e) アプリケーションは自動又は1ステップ程度で起動できること。
- f) 陸U I Xに基づき、動作する構造・設計であること。

2.4 品質管理

- a) 納品までの間、アプリケーションを最新の状態にアップデートするなど、適宜、品質管理ができること。
- b) 通信速度に応じて、適宜、通信データ容量を調整し、品質管理できること。
- c) 業務システムの性能に応じて、蓄積するデータを調整し、品質管理できること。
- d) 作業実施の細部については、官側と調整し実施すること。
- e) 契約後速やかに従事者名簿を提出するとともに、官側と事前調整の上、更新等あった場合は、変更の都度、速やかに申告・従事者名簿を更新・提出し、官側の承認を得ること。

2.5 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施にあたって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 上記 a) の業務従事者が要求する特定の経験、資格、業績等を有すること。
- c) 上記 a) の業務従事者が、上記 b) に掲げるもののほか、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 上記 c) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定めるところによる。

4 その他の指示

4.1 提出物等

提出物等は表1による。なお、提出書類は、電子データは、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認すること。

表1

番号	提出物	形態	部数	提出先	提出期限
1	実施計画書	電子データ	1	陸上幕僚監部 総務課 監理部	契約後2カ月以内
2	プロジェクト計画書（R8）				令和8年10月31日
3	プロジェクト計画書（R9）				令和9年 3月31日
4	維持管理実施記録書（R9）				令和10年3月31日
5	導入検証実施記録書（R9）				令和10年3月31日
6	プロジェクト計画書（R10）				令和10年3月31日
7	維持管理実施記録書（R10）				令和11年3月31日
8	導入検証実施記録書（R10）				令和11年3月31日

4.1.1 導入支援

契約相手方は、適宜操作説明等を実施する。

4.2 保全

4.2.1 サプライチェーン

- a) IT利用装備品等のサプライチェーン・リスク対応については、IT利用装備品等及びIT利用装備品等関連役務の調達におけるサプライチェーン・リスクへの対応について（通知）（装管調第807号（R3. 1. 21））及びGLT-CG-Z000009の2.1.1による。
- b) 本役務の実施にあたり、契約の相手方（下請負者、再委託先等を含む。）は、契約物品（寄託品を含む。）又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとする。

4.2.2 情報の保全

【調達要求番号：6L7C3AA0078】

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達別添第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いにあたっては、1.3.2項o) 情報セキュリティ通達別添の別添「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別添の別添別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達別添の別添別紙に示す第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント、その他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.2.3 守秘義務等

契約相手方は、本契約の履行にあたって知り得た事項について、守秘義務を負う。その効力は、本契約終了後も継続する。

4.2.4 知的財産の取り扱い

知的財産の取扱いは、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行において第三者の有する知的財産権（“知的財産基本法”第2条第2項に規定する知的財産権をいう。以下同じ。）又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。
- b) この契約において、第三者の知的財産権又は技術上の知識に関し第三者が契約の相手方に対して有する契約上の権利を侵害しているとして、官側に対して第三者が何らかの請求及び主張を行ったときには、契約の相手方が一切を処理し、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。また、契約の相手方が、前項の必要な措置を講じなかったことによって官側が損害を受けた場合には、官側は、契約の相手方に対してその損害につき賠償を請求することが可能である。
- c) この契約の履行において著作権（“著作権法”第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。以下同じ。）が発生する場合、その権利は、次による。
 - 1) 契約の相手方は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物（契約の相手方の固有の技術資料（契約の相手方が第三者から提供を受けた技術資料を含む。以下同じ。）に係る著作物及び“著作権法”第10条第1項第9号で規定されるプログラムの著作物を除く。）の著作権について、提出書類を官側に提出した時に、全ての権利（“著作権法”第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を官側に譲渡する。
 - 2) 契約の相手方は、前項により官側が譲渡を受けた著作権に係る著作物について、著作者人格権（“著作権法”第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。また、契約の相手方は、当該著作物の著作者が契約の相手方以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。
 - 3) 官側は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書の定めるところにより官側に提出された著作物につき、この契約に関して防衛省又は防衛装備庁が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価その他これに類する業務のため必要がある場合は、契約の相手方の固有の技術資料に係る著作物を、防衛省又は防衛装備庁の内部において利用し及び複製（契約の相手方の指定するものの複製を除く。）することができる。
 - 4) 提出書類に第三者が権利をもつ著作物が含まれている場合には、契約の相手方が当該著作権の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約などに係る一切の手続を行わなければならない。
 - 5) 官側は、契約の相手方から、1)によって官側に帰属した著作権の利用の許諾を求められた場合には、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、必要な事項は協議して定めるものとする。
 - 6) 前項5)にかかわらず、契約の相手方は、防衛省の使用に供する目的で、上記1)によって官側に帰属した著作権に係る著作物を複製し、翻訳し又は翻案することができる。
- d) 契約の相手方は、知的財産の取扱いの帰属などに関し疑義が発生した場合、その都度、官側と

【調達要求番号：6L7C3AA0078】

協議して解決する。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し確認を受ける。

- e) 契約の相手方は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書を作成し、賃貸借期間開始前までに官側に提出する。

1) 契約の相手方が知る限りにおいて、仕様書などで定める事項の遂行に当たり、実施した又は留意すべき知的財産権（“知的財産基本法”第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）（出願中又は申請中のものを含む。）

2) 官側に提出された技術資料に含まれる契約の相手方の固有の技術資料及び上記c)3)で定める契約の相手方の指定する著作物

4.2.5 再委託

- a) 契約の相手方は、本役務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力等（以下「再委託先関連情報等」という。）を明らかにした上で、防衛省の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、再委託を行う場合には、契約の相手方が防衛省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し、必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を聴取、官側へ報告しなければならない。
- d) 再委託先の事業者の管理は、全て契約の相手方の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負うものとする。
- e) 契約の相手方は、本役務の契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合は、情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続きを実施する。

4.3 契約相手方

4.3.1 契約相手方の条件

契約の相手方は、次の事項を具備するものとする。

- a) 本社が日本国内に所在する。
- b) 代表者及び当該調査研究に携わるものは、日本国籍を有する。
- c) 防衛省の情報セキュリティ、秘密保全関連訓令等に関する知識を有する。
- d) 情報セキュリティ管理体制について、ISMS（ISO/IEC 27001）認証を取得している。
- e) 政府機関又はそれに準ずる企業へ、過去3年以内に、80万SDR規模の同等のソフトプロダクト等の導入実績、又は、情報システムの設計・開発実績を有する。
- f) 陸上幕僚監部が主導する陸DX事業（呈覧サイト、業務ツール、推論支援システム、能率支援サーバ（仮称）、データサイエンスアルゴリズム、他システムとの接続アルゴリズムの導入検証・開発・実装等）に関する十分な実績、又は陸上幕僚監部が同等程度と認められる実績を有する。
- g) 陸上幕僚監部が主導する陸DX事業の陸UIXに関する十分な実績、又は陸上幕僚監部が同等程度と認められる実績を有する。
- h) 本事業で獲得した知見等を使用して特許等を取得した場合は、本事業及び陸自のその他の派生事業への当該特許等の利用を無償提供できること。

4.3.2 契約相手方に関する資料の提出

4.3.1及び提出物に関する資料について、入札日の3日前までに、陸上幕僚監部監理部総務課に書面（様式随意）に提出するものとする（本資料に基づき、4.3.1項「契約相手方の条件」を満足しているかどうか確認する。）。

4.4 無償貸付品

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5によるものとし、特に必要と認められる場合においては、調達要領指定書によって指定するほか、官側が必要と認めたものについて無償貸付けを受けることが可能である。

なお、無償貸付の申請又は申出は、契約の相手方が希望する1か月前を基準として行う。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行にあたり次の事項について事前に官側と調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項

【調達要求番号：6L7C3AA0078】

- b) 駐屯地内敷地，施設及び設備備品の使用
- c) 官用電話の使用
- d) 官側の保有する施設，設備，機器，電力，用水などの使用及び操作に関する事項
- e) 現地作業時の空調運転
- f) その他契約履行に必要な事項

4.6 仕様書に関する疑義

- a) この仕様書に関する疑義は，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 の 8.3 による。
- b) 細部については，官側との相互調整により実施するものとする。
- c) その他必要な事項は，検査官が指示する。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	陸幕監理第78号
	調 達 要 求 番 号	6L7C3AA0078
	調 達 要 求 年 月 日	令和8年8月6日
	作 成 部 課	陸幕監理部総務課
	作 成 年 月 日	令和8年7月23日
品 名	能率支援サーバの業務ツール等に関する機能デザイン 設計及び導入検証役務	
仕 様 書 番 号	陸幕監理第78号	

1 保護すべき情報の管理

契約の相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いにあたっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（陸幕装計第155号（令和5年3月7日））の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
防衛省の規則類	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知）（運情第 9249 号。19.9.20）別冊「注意」	○ 開発・試験・移行段階においても保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。	—
情報システム 省OAシステム 陸自業務システム 推論支援システム（部外系） 推論支援システム（部内系） 陸自業務システム（能率支援）	ネットワーク構成	○ 確認・助言・ドキュメント作成等、役務実施過程に知り得た情報のうち、明らか又は類推される場合には保護の対象とする。 ○ 各種会議等における会議資料、議事録など、保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。 ○ 納入検証時等における検証データなど、保護すべき情報が類推できる場合は保護対象とする。 ○ 納品物のインストールサポート等に伴い、左記性能が明白になる場合は保護の対象とする。	
	サブシステムの構成		
	他システムとの接続		
	装置の構成		
	装置共通の性能		
	保全性		
	抗たん性		
	情報保証に関する情報システム技術基準及び運用承認に係る各種様式について（通知） 別冊（注意）情報保証に関する情報システム技術支援		

3 特記事項

なし

入 札 書

調 達 要 求 番 号	6L7C3AA0078	契約実施計画番号	6K6Z33C03020
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額(税抜)
能率支援サーバの業務ツール等に関する機能デザイン設計及び導入検証役務	仕様書のとおり	1	ST		
	以下余白				
納入(履行)場所	市ヶ谷		納入期限(工期)	令和11年3月31日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 8 年 10 月 1 日

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 清田 哲也 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先

委任状（入札等）

分任支出負担行為担当官

陸上自衛隊中央会計隊

契約科長 清田 哲也 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

担当者名：

連 絡 先：

令和8年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者